

## 54.53

### 秘密でなくなった登録意匠を公報に掲載する場合の取扱い（意）

秘密とされていた登録意匠が秘密でなくなった場合には、次の要領で意匠公報に掲載する。

1. 目次には「秘密解除である」旨のマークを表示する。
2. 本文は登録番号順に掲載するが、別段の表示は行わない。
3. 秘密期間満了前に意匠権が消滅した場合には、意匠公報に [意匠法第20条第3項](#) に規定する事項を掲載し、目次には「秘密期間満了前に権利が消滅した秘密意匠である」旨のマークを表示する。

（改訂平成25・6）